

お詫びと訂正

弊社刊行の『生活保護手帳 2026 年度版』（令和 8 年 8 月 30 日発行）の本文中、以下の箇所に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます（2026/8/21 更新）。

該当頁	該当箇所	経緯
245・ 391 頁	保護の実施要領 第 7 の 10「葬祭費」 問（13-2）	保護の実施要領に掲載している課長通知（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号））において、令和 7 年 7 月 22 日社援保発 0722 第 1 号による一部改正の反映が漏れていました。 下記のとおり、訂正させていただきます。

該当頁	誤	正
245 頁 14 行目	問（第 13-2） <u>死者名義の郵便貯金の取扱い</u>391	問（第 13-2） <u>死者の預貯金の取扱い</u>391
391 頁 4 行目	〔<u>死者名義の郵便貯金の取扱い</u>〕 問（第 13 の 2） 葬祭を行<u>な</u>う扶養義務者がいないため葬祭扶助を行<u>な</u>った場合<u>において、死者名義の郵便貯金通帳があるときは、どのように処分したらよいか。</u> 答 <u>郵便貯金通帳は、法第 76 条第 1 項にいう死者の遺留物品と解すべきであるが、とくに債権の証拠物件であることにかんがみ、郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行店舗に対して具体的な払戻し等の方法につき確認を行った上で、払いもどしを受けるのが適当である。</u>	〔<u>死者の預貯金の取扱い</u>〕 問（第 13 の 2） 葬祭を<u>行</u>う扶養義務者が<u>い</u>ないため葬祭扶助を<u>行</u>った場合、<u>保護の実施機関は、その死者の遺留の金銭及び有価証券を保護費に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができるが、預貯金は「遺留金品」に含まれると解して良いか。また、預貯金の引出し手続きの根拠や、相続人との関係はどう考えれば良いか。</u> 答 <u>預貯金通帳や証書、キャッシュカード等預金口座を特定できるものについては、遺留物品と解すべきであるが、同時に債権の証拠物件でもある。死者の預貯金債権は、法第 76 条第 1 項の規定の適用については「金銭」と同様に扱うことができることから、法第 18 条第 2 項に基づき葬祭扶助を行う場合、法第 76 条第 1 項に基づき、当該費用に充当する限りにおいて、死者の預貯金に係る金融機関に対して払戻請求を行った上で、払戻しを受け、保護費に充てることができる」と解される。当該払戻しを受けるためには、<u>預貯金に残高が現に存在すること</u></u>

		<u>が必要であるため、金融機関に対しては請求の際に残高の有無について確認できると解すべきである。</u> <u>なお、法第 76 条第 1 項は、相続人及び死者の債権者等との関係に留保をつけることなく、遺留の金銭を保護費に充てることができる旨規定していることから、当然に、相続人及び死者の債権者等に優先して預貯金を保護費に充てることができる。</u>
--	--	--